

【表紙】

【提出書類】	意見表明報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年 8月15日
【報告者の名称】	株式会社アイ・エム・ジェイ
【報告者の所在地】	東京都目黒区青葉台三丁目 6番28号
【最寄りの連絡場所】	東京都目黒区青葉台三丁目 6番28号
【電話番号】	03 - 6415 - 4250 (代表)
【事務連絡者氏名】	管理本部 シニア・リーガル・マネージャー 鶴川 孝
【縦覧に供する場所】	株式会社アイ・エム・ジェイ (東京都目黒区青葉台三丁目 6番28号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目 8番16号)

(注1) 本書中の「当社」とは、株式会社アイ・エム・ジェイをいいます。

(注2) 本書中の「公開買付者」とは、株式会社ビー・ホールディングスをいいます。

(注3) 本書中の記載において、計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。

(注4) 本書中の「金融商品取引法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号、その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の「株券等」とは、株券等に係る権利をいいます。

(注6) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、別段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

(注7) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号、その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

1【公開買付者の氏名又は名称及び住所又は所在地】

名称 株式会社ビー・ホールディングス
所在地 東京都千代田区丸の内一丁目11番1号

2【公開買付者が買付け等を行う株券等の種類】

(1) 普通株式

(2) 新株予約権

当社の平成15年12月25日開催の定時株主総会及び平成16年3月18日開催の取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第2回新株予約権」といいます。）

当社の平成16年12月22日開催の定時株主総会並びに平成17年1月20日及び同月31日開催の取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第3回新株予約権」といいます。）

当社の平成17年12月21日開催の定時株主総会及び平成18年2月22日開催の取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第4回新株予約権」といいます。）

当社の平成19年12月21日開催の定時株主総会及び平成20年2月27日開催の取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第6回新株予約権」といいます。）

当社の平成21年6月22日開催の定時株主総会及び同月24日開催の取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第7回新株予約権」といいます。）

当社の平成22年6月24日開催の定時株主総会及び同月30日開催の取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第9回新株予約権」といいます。）

当社の平成23年6月29日及び同年7月29日開催の取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第12回新株予約権」といい、第2回新株予約権、第3回新株予約権、第4回新株予約権、第6回新株予約権、第7回新株予約権及び第9回新株予約権と併せて「本新株予約権」と総称します。）

(注1) 当社が平成24年6月22日に提出した第17期有価証券報告書においては、平成24年5月31日現在において、第3回新株予約権が3,135個（その目的となる普通株式の数：3,135株）存在する旨が記載されておりますが、本書提出日前日時点における同新株予約権の数及びその目的となる普通株式の数について、平成24年6月30日付で、それぞれ3,129個及び3,129株に変更されております。したがって、本公開買付け（下記「3 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(1) 本公開買付けに関する意見の内容」において定義されます。以下同じとします。）における買付け等の対象に含まれる第3回新株予約権は、当該平成24年6月30日時点において存在している3,129個に限られ、本新株予約権に含まれる第3回新株予約権も同様とします。また、本書においては、当社が平成24年6月22日に提出した第17期有価証券報告書の記載にかかわらず、第3回新株予約権の数及びその目的となる普通株式の数について、それぞれ3,129個及び3,129株として取り扱います。

(注2) 当社が平成24年6月22日に提出した第17期有価証券報告書においては、平成24年5月31日現在において、第6回新株予約権が1,175個（その目的となる普通株式の数：1,175株）存在する旨が記載されておりますが、本書提出日前日時点における同新株予約権の数及びその目的となる普通株式の数について、平成24年6月30日付で、それぞれ1,165個及び1,165株に変更されております。したがって、本公開買付けにおける買付け等の対象に含まれる第6回新株予約権は、当該平成24年6月30日時点において存在している1,165個に限られ、本新株予約権に含まれる第6回新株予約権も同様とします。また、本書においては、当社が平成24年6月22日に提出した第17期有価証券報告書の記載にかかわらず、第6回新株予約権の数及びその目的となる普通株式の数について、それぞれ1,165個及び1,165株として取り扱います。

(注3) 当社が平成24年6月22日に提出した第17期有価証券報告書においては、平成24年5月31日現在において、当社の平成21年6月22日開催の定時株主総会及び同年11月25日開催の取締役会の決議に基づき発行された新株予約権が50個存在する旨が記載されておりますが、同新株予約権については平成24年8月1日に失効しており、本公開買付けにおける買付け等の対象には含まれず、また、本新株予約権にも含まれていません。

3【当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由】

(1) 本公開買付けに関する意見の内容

当社は、平成24年8月14日開催の当社取締役会において、公開買付者による当社普通株式及び本新株予約権に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）に賛同の意見を表明すること、及び当社の株主の皆様に対し、本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議いたしました。

一方、本新株予約権については、当社の役員及び従業員等に対するストックオプションとして発行されたものであり、本新株予約権に対する公開買付価格は、第12回ストックオプションを除き1個当たり1円とされており、また、第12回ストックオプションについては、当該ストックオプションの権利者が同ストックオプションの発行時に1個当たり411円を払込済みであることに鑑み、1個当たり411円とされていることから、本新株予約権に関して本公開買付けに応募するか否かについては、本新株予約権の保有者の皆様のご判断に委ねることを決議いたしました。

なお、上記取締役会決議は、下記「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性等を担保するための措置」の「 当社における利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認」記載の方法により決議されております。

(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

本公開買付けの概要

当社は、公開買付者より、本公開買付けの概要につき、以下の説明を受けております。

公開買付者は、当社の代表取締役社長を務める櫻井徹氏、当社の取締役を務める竹内真二氏、久田祐通氏及び加藤圭介氏、当社の執行役員を務める大塚健史氏及び高橋剛氏（櫻井徹氏、竹内真二氏、久田祐通氏、加藤圭介氏、大塚健史氏及び高橋剛氏を総称して以下「櫻井氏ら」といいます。）並びに当社の筆頭株主であるカルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社（以下「CCC」といいます。）の代表取締役社長を務める増田宗昭氏が本書提出日現在においてその発行済株式の全てを所有する株式会社です。

公開買付者は、櫻井徹氏が代表取締役を務め、株式会社大阪証券取引所（以下「大阪証券取引所」といいます。）の開設する市場であるJASDAQスタンダード市場（以下「JASDAQ」といいます。）にその株式を上場している当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）及び本新株予約権を取得及び保有することを主たる目的として、平成24年7月10日に設立されました。本書提出日現在において、公開買付者の発行済株式は、増田宗昭氏（11,556株、発行済株式総数に占める割合：82.54%）、櫻井徹氏（1,800株、同12.86%）、竹内真二氏（600株、同4.29%）、加藤圭介氏（20株、同0.14%）、久田祐通氏（20株、同0.14%）、大塚健史氏（2株、同0.01%）及び高橋剛氏（2株、同0.01%）がその総数（14,000株）を所有しております。

今般、公開買付者は、当社の筆頭株主であるCCC（所有株式数：57,450株、所有割合：30.15%（注））が所有する当社株式及び当社の自己株式を除く、当社株式（権利行使期間が到来していない第12回新株予約権を除く本新株予約権の行使により交付される当社株式を含みます。）及び本新株予約権の全てを取得することにより、当社を非公開化させるための一連の取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、本公開買付けを実施いたします。

本公開買付けは、いわゆるマネジメント・バイアウト（一般に、買収対象会社の経営陣が買収資金の全部又は一部を出資して、事業の継続を前提として買収対象会社の株式を取得する取引をいいます。以下「MBO」といいます。）の一環として、当社の取締役会の賛同のもと、友好的に実施されるものです。

なお、増田宗昭氏は、当社の筆頭株主であるCCCの発行する株式の過半数を所有する株主かつ代表取締役です。

しかるところ、下記「 本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び本公開買付け後の経営方針」に記載のとおり、同氏が経営者としての幅広い経験と高い見識を有しているばかりでなく、当社グループ全体の統廃合等の抜本的な経営改革が必要であるとの認識に対する理解があることに鑑み、櫻井氏らは、当社の非公開化に際し増田宗昭氏から公開買付者への出資を仰ぐこととし、その結果、同氏は公開買付者の発行済株式総数の82.54%を所有しております。また、公開買付者はCCCとの間で、同社が所有する当社株式の全て（所有株式数：57,450株、所有割合：30.15%、以下「応募対象外株式」といいます。）を本公開買付けに応募しない旨の合意をしております。

一方、公開買付者は、当社の第二位の大株主である株式会社博報堂（以下「博報堂」といいます。）（所有株式数：52,137株、所有割合：27.36%）との間で、同社が所有する当社株式の全て（以下「応募対象株式」といいます。）を本公開買付けに応募する旨の契約を締結しており、かかる応募の前提条件は、下記「(6) 公開買付者と当社の株主又は役員との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項」に記載のとおりです。

本公開買付けにおいて、公開買付者は、当社株式（権利行使期間が到来していない第12回新株予約権を除く本新株予約権の行使により交付される当社株式を含みますが、応募対象外株式及び当社の自己株式を除きます。）及び本新株予約権の全てを取得することを目的としており、買付予定数の上限は設けておりません。

他方、買付予定数の下限を86,698株として設定しており、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。

買付予定数の下限（86,698株）につきましては、当社が平成24年8月14日に提出した第18期第1四半期報告書に記載された平成24年6月30日現在の発行済株式総数（183,140株）から同四半期報告書に記載された当社が同日現在所有する自己株式数（5,833株）を控除した株式数（177,307株）に、当社が平成24年6月22日に提出した第17期有価証券報告書に記載された平成24年5月31日現在の本新株予約権（ただし、本書提出日現在、権利行使期間が到来していない第12回新株予約権3,081個を除きます。）の数（7,745個）の目的となる普通株式総数（10,189株）を加えた株式数（187,496株）から公開買付者との間で本公開買付けに応募しない旨の合意をしているCCCが所有する応募対象外株式の数（57,450株）を控除した株式数（130,046株）の2/3超に相当する株式数（86,698株）に設定しております。当該買付予定数の下限（86,698株）にCCCが所有する応募対象外株式の数（57,450株）を加えた株式数（144,148株）に係る所有割合は、75.64%となります。なお、当社が平成24年6月22日に提出した第17期有価証券報告書に記載された平成24年5月31日現在の本新株予約権（ただし、本書提出日現在、権利行使期間が到来していない第12回新株予約権3,081個を除きます。）の数（7,745個）の目的となる普通株式総数（10,189株）について、当社は公開買付者に対して、平成24年6月30日時点において、その普通株式総数に変更はない旨の報告をしております。但し、第3回新株予約権及び第6回新株予約権については、平成24年5月31日現在の新株予約権の目的となる普通株式数が、平成24年6月30日時点において、それぞれ3,129株及び1,165株に変更している旨も併せて報告しております。

また、公開買付者は、本公開買付けの成立を条件として、本公開買付けに係る決済等に要する資金に使用するため、株式会社三井住友銀行から総額29億円を上限とした借入れ（以下「本買収ローン」といいます。）を行うことを予定しております。

本買収ローンに係る融資条件の詳細については別途協議のうえ、本買収ローンに係る融資契約において定めることとされておりますが、本買収ローンに係る融資契約では、一定の貸出実行条件、財務制限条項等の、この種の融資契約に通常定められる契約条件が規定される予定です。

特に、本買収ローンにおいては、公開買付者が本公開買付けにより取得する当社株式その他公開買付者の一定の資産等について担保権が設定されることが予定されております。

また、公開買付者は、本公開買付けの成立を条件として、本公開買付けに係る決済等に要する資金に使用するため、マスタグランドパートナーズ株式会社との間で、平成24年8月7日付で極度貸付契約を締結しており、同社から総額1億5,000万円を上限とした借入れを行うことを予定しております。当該契約においては、本買収ローンに基づく限度額の借入れがあったことが貸付の実行前提条件として規定されておりますが、その他には、金銭消費貸借契約に通常定められる内容が規定されております。

公開買付者は、本公開買付けの成立後、当社の株主を公開買付者及びCCCのみとする手続（以下「本全部取得手続」といいます。）により当社の議決権の全てを公開買付者及びCCCが取得した後、当社との間で、公開買付者を消滅会社、当社を存続会社とする合併（以下「本合併」といいます。）を行うことを予定しており、当社の株主を櫻井氏ら、増田宗昭氏、及びCCCのみとすることを予定しております（これらの手続を含む本公開買付け後の組織再編等の方針の詳細については下記「(4)本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項について）」をご参照下さい。）、現時点において、本合併後の当社に対する出資比率は決定してはおりませんが、引き続きCCCが当社の筆頭株主となる見込みです。

なお、当社株式は、本書提出日現在、JASDAQに上場しておりますが、上記のとおり、公開買付者は本公開買付けにおいて買付予定数に上限を設けていないため、本公開買付けの結果次第では、当社株式は、JASDAQの株券上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの結果、当該基準に該当しない場合でも、下記「(4)本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項について）」に記載のとおり、当社株式は、その後予定される本全部取得手続によって上場廃止になります。上場廃止後は、当社株式をJASDAQにおいて取引することができなくなります。

（注） 本書において、「所有割合」とは、当社が平成24年8月14日に提出した第18期第1四半期報告書に記載された平成24年6月30日現在の発行済株式総数（183,140株）から、同四半期報告書に記載された当社が同日現在所有する自己株式（5,833株）を控除した株式数（177,307株）に、当社が平成24年6月22日に提出した第17期有価証券報告書に記載された平成24年5月31日現在の本新株予約権（10,826個）の目的となる普通株式総数（13,270株）を加えた株式数（190,577株）に占める割合をいいます（小数点以下第三位を四捨五入します。）。なお、別途の記載がある場合を除き、所有割合における比率の計算において同様に計算しております。）。なお、当社が平成24年6月22日に提出した第17期有価証券報告書に記載された平成24年5月31日現在の本新株予約権（10,826個）の目的となる普通株式総数（13,270株）について、当社は公開買付者に対して、平成24年6月30日時点において、その普通株式総数に変更はない旨の報告をしております。但し、第3回新株予約権及び第6回新株予約権については、平成24年5月31日現在の新株予約権の目的となる普通株式総

数が、平成24年6月30日時点において、それぞれ3,129株及び1,165株に変更している旨も併せて報告しております。

本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び本公開買付け後の経営方針

当社は、平成8年7月にウェブクリエイター養成学校である「デジタルハリウッド株式会社」のコンテンツ制作部が独立して設立された会社です。

ウェブサイトの制作からスタートし、その後平成13年9月には、大阪証券取引所ナスダック・ジャパン市場（現、JASDAQ（スタンダード））に株式を上場し、M&A（Mergers and Acquisitions、企業の合併や買収の総称）も活用しながらモバイルサイトの制作、インターネット広告代理、映画やゲームなどエンタテインメントコンテンツの制作などへと事業領域を拡大してまいりました。

現在は「個性・チャレンジ・NO.1」という経営理念のもと、優れた個性を有した人材が日々チャレンジを続け、「インタラクティブ・エージェンシー（ウェブ&モバイルサイトの構築・運用事業者を意味します。）NO.1」を目指し、クライアント企業のデジタルマーケティング支援を中心としたサービスを提供しております。

公開買付者によると、公開買付者は、当社が、これらの施策を通じてウェブ&モバイルインテグレーター（ウェブ&モバイルサイトの構築・運用を行うこと）として確たる地位を築き上げているものと考えているとのことと。

一方、わが国の経済に目を転じますと、欧州諸国の財政問題や円高の長期化により、依然として先行き不透明な状態が続いております。

また、当社の事業領域であるウェブインテグレーション業界・インターネット広告業界においては、スマートフォン、タブレットPCなどの新型携帯端末の急速な普及やソーシャルネットワーキングサービス（SNS）の浸透によって、消費者のインターネットへの接触時間が増加し、また接触シーンが多様化してきていることも相まって、企業のデジタルマーケティングに対する需要は拡大傾向にあるものの、ウェブインテグレーション業界・インターネット広告業界自体は参入障壁が非常に低いために、多くの競合企業が参入し、激しい価格競争に晒されております。

そのため業界全体で利益水準が低下しており、各社共厳しい環境が続いております。

当社においても、顧客の意思決定の長期化やプロジェクトの延期・消滅に加え、不採算案件の一部発生並びに映画制作中止損や減損損失等を原因として、平成20年3月期から平成23年3月期にかけて、連結ベースでは4期連続で当期純損失の計上を余儀なくされる事態となりました。

このような厳しい経営環境の中、当社は経営資源の集中と経営の効率化を図るべく、平成20年11月にはITコンサルティング会社であるウルシステムズ株式会社（現、ULSグループ株式会社）と業務資本提携、平成21年11月にはモバイルインテグレーション・ネットプロモーション会社である株式会社インテグレートと業務提携、また、ネットコンサルティング会社である株式会社シンクエージェントを子会社化、さらに、多くの大手企業を顧客に持つITコンサルティング会社である株式会社ビーコンエヌシーと業務提携を行うなど、多方面での資本・業務提携を進めてまいりました。

一方で、ウェブ&モバイルサイトの構築・運用とのシナジー効果の薄いモバイルアフィリエイト広告事業や映像制作事業については、平成23年3月にはモバイルアフィリエイト広告事業を株式会社アドウェイズへ、同年5月には赤字事業であった映像制作事業をCCCへ事業譲渡し、中核事業へのグループ経営資源の選択と集中、事業及び子会社の再編や整理にも努めてまいりました。

上記の施策により、一定程度の利益率の改善は実現できたものの、スマートフォン、iPadなどの新型携帯端末、IPTV（インターネットのIP技術を利用してデジタルテレビ放送を配信するサービス）、デジタルサイネージ（電子看板）など多様化するデバイスへの対応や、mixi、Twitter、Facebookなど急速に影響力を増しているソーシャルメディアへの対応が不十分であり、上記の施策は当社の収益及び利益の改善において、十分な効果を上げるに至っておりません。

事実、当社の事業領域であるウェブインテグレーション業界・インターネット広告業界においては、スマートフォン、タブレットPCなどの新型携帯端末の急速な普及やソーシャルネットワーキングサービス（SNS）の浸透により、当社が属するデジタルマーケティング市場全体の規模は成長傾向にあるにもかかわらず、連結ベースで見た平成24年3月期における当社の売上高は前年比マイナス15.3%と業容の拡大に翳りが見え始めており、利益面においても、平成23年3月期の営業損失5百万円、当期純損失63百万円から、平成24年3月期には営業利益59百万円、当期純利益189百万円と、上記施策により僅かに改善したものの、依然として低水準に留まっております。

公開買付者によると、かかる状況の中、櫻井氏は、長期的な視点で当社の企業価値を維持・向上させるための方策について検討を重ねたとのことと。

その結果、櫻井氏は、当社の企業価値を向上させるためには、当社が事業領域を再定義し、核となる事業への集中投資を実施すると共に非中核事業の売却や分割子会社化、人心の大幅刷新、人事制度の抜本的改革、コスト削減、営業体制の強化、サービスの品質向上、既存の経営資源を活用した新規事業の立ち上げ、最新のインターネットの技術革新追求のための研究・導入・開発投資、連結対象子会社を含めた当社グループ全体の統廃合等の抜本的な経営改革が必要との結論に至ったとのことと。

しかしながら、上記のような抜本的な経営改革を行う場合、事業再構築に伴う売上高の一次的減少や巨額の一時費用の発生、事業構造の変化やそれに伴う事業リスクの変容等が見込まれるため、現在の体制下でこれらの施策を実施した場合、短期的な業績の推移で企業価値が評価される資本市場において消極的な評価を受ける可能性が否定できず、短期的には当社の株主の皆様にはマイナスの影響を生じさせるおそれがあります。

さらに、当社は、上記のとおり、平成13年9月に大阪証券取引所ナスダック・ジャパン市場（現、JASDAQ（スタンダード））に株式を上場することにより、知名度・ブランド力の向上、それに伴う優秀な人材の確保、及び取引先の皆様に対する信用力の向上等、様々なメリットを享受してきました。

しかしながら、近年、金融商品取引法の改正を始め、資本市場に対する各種規制が強化されたことに伴い、株主総会運営、監査・内部統制制度関連の対応（会計基準の厳格化、J-SOXの導入、IFRS準拠による開示項目の変更、有価証券報告書等の継続開示に係る費用等）等、株式の上場を維持するために必要な負担が急速に増大しております。

また、こうした傾向は、今後さらに増大することが予想されることから、株式の上場を維持することが当社の経営上の負担になる可能性があります。

公開買付者によると、このような状況を踏まえ、櫻井氏は、当社を非公開化することこそが、上場維持に伴う様々なコストを削減すると同時に、当社の株主の皆様における上記事業再構築に係るリスク負担を回避せしめ、企業体力の強化及び中長期的な視点からの抜本的かつ機動的な経営戦略を実践するために最も有効な手段であるという結論に至ったとのことです。

また、当社の筆頭株主であるCCCの代表取締役社長を務める増田宗昭氏が、経営者としての幅広い経験と高い見識を有しているばかりでなく、当社グループ全体の統廃合等の抜本的な経営改革が必要であるとの認識に対する理解があることから、櫻井氏は、当社の非公開化に際し増田宗昭氏から公開買付者への出資を仰ぐこととしたとのことです。

公開買付者によると、公開買付者は、CCCとの間で、同社が所有する当社株式の全てを本公開買付けに応募しない旨の合意をしているとのことです。公開買付者は、本公開買付けの成立後、本全部取得手続により当社の議決権の全てを公開買付者及びCCCが取得した後、当社との間で、本合併を行うことを予定しており、当社の株主を櫻井氏ら、増田宗昭氏、及びCCCのみとすることを予定しているとのことです。現時点において、本合併後の当社に対する出資比率は決定しておりませんが、引き続きCCCが当社の筆頭株主となる見込みであるとのことです（詳細については、上記「本公開買付けの概要」をご参照下さい）。

上記を受けて、櫻井氏は、本取引の実現可能性についての予備的な検討を開始し、平成24年6月頃よりMBOの実現可能性の精査のための買収監査（デュー・ディリジェンス）を実施し、フィナンシャル・アドバイザーとしてGCAサヴィアン株式会社（以下「GCA S」といいます。）を、リーガル・アドバイザーとして中村・角田・松本法律事務所を選定した上で、当社に対して平成24年6月28日に「マネジメント・パイアウト（MBO）に関する提案書」を提出し、協議の申入れを行いました。

公開買付者によると、その後、公開買付者は、当社及び当社により設置された第三者委員会との間で、当社の企業価値向上策や本公開買付けにおける買付け等の価格（以下「本公開買付け価格」といいます。）及び本取引の実施の是非について協議・交渉を重ね、最終的に、平成24年8月14日に本取引の一環としての本公開買付けを実施することを決定したとのことです。

公開買付者によると、当社株式に係る本公開買付け価格を決定するために、公開買付者は、当社より提供された事業戦略及び財務情報（損益計算書等を含みます。）に基づき、当社の事業及び財務の状況を多面的・総合的に分析したとのことです。

また、公開買付者は、当社株式が金融商品取引所を通じて取引されていることに鑑みて、本公開買付けについての公表日の前営業日である平成24年8月13日の当社株式のJASDAQにおける終値（17,100円）、同日までの過去1ヶ月間（平成24年7月17日から平成24年8月13日まで）の終値単純平均（17,645円（小数点以下第一位を四捨五入しています。）、同過去3ヶ月間（平成24年5月14日から平成24年8月13日まで）の終値単純平均（17,374円（小数点以下第一位を四捨五入しています。）、同過去6ヶ月間（平成24年2月14日から平成24年8月13日まで）の終値単純平均（17,490円（小数点以下第一位を四捨五入しています。））を参考にしたとのことです。さらに、過去に行われた本公開買付けと同種の公開買付けにおいて公開買付け価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、当社による本公開買付けへの賛同の可否及び本公開買付けの成立の見通しを総合的に勘案し、当社及び本委員会（以下に定義します。）との協議・交渉を踏まえた結果、当社株式に係る本公開買付け価格を28,500円とすることに決定したとのことです。

なお、公開買付者は、当該本公開買付け価格の決定に際して、上記のとおり、財務情報及び株価推移等の客観的な資料に基づきつつ、当社の株式価値に関するその他の諸要素（当社より提供された事業戦略等）を総合的に考慮し、かつ、当社及び本委員会との間で複数回実施された真摯な協議・交渉（詳細は、下記「(3)本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性等を担保するための措置」の「当社における第三者委員会の設置」をご参照下さい。）の結果等を踏まえ本公開買付け価格を決定しており、第三者算定機関の算定書は取得していないとのことです。

当社株式に係る本公開買付価格である28,500円は、本公開買付けについての公表日の前営業日である平成24年8月13日の当社株式のJASDAQにおける終値(17,100円)に対して約66.67%(小数点以下第三位を四捨五入しています。)のプレミアムを、同日までの過去1ヶ月間(平成24年7月17日から平成24年8月13日まで)の終値単純平均(17,645円(小数点以下第一位を四捨五入しています。))に対して約61.52%(小数点以下第三位を四捨五入しています。)のプレミアムを、同過去3ヶ月間(平成24年5月14日から平成24年8月13日まで)の終値単純平均(17,374円(小数点以下第一位を四捨五入しています。))に対して約64.04%(小数点以下第三位を四捨五入しています。)のプレミアムを、同過去6ヶ月間(平成24年2月14日から平成24年8月13日まで)の終値単純平均(17,490円(小数点以下第一位を四捨五入しています。))に対して約62.95%(小数点以下第三位を四捨五入しています。)のプレミアムを加えた額に相当します。

なお、当社株式に係る本公開買付価格は、本書提出日の前営業日である平成24年8月14日の当社株式のJASDAQにおける終値(17,150円)に対して約66.18%(小数点以下第三位を四捨五入しています。)のプレミアムを加えた額に相当します。

一方、本新株予約権はストックオプションとして発行されたものであります。そのため、本新株予約権については、新株予約権の権利行使に係る条件として、新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても当社の役員、従業員等の一定の地位にあるか又は任期満了若しくは定年により退職したこと等が要求されており、譲渡による本新株予約権の取得については当社の取締役会の承認を要するものとされており、このような本新株予約権の内容に照らすと、公開買付者が本公開買付けにより、本新株予約権を取得しても、これを行使できないおそれがあります。そこで、本新株予約権に係る本公開買付価格は、第12回新株予約権を除き1個当たり1円とすることに、第12回新株予約権については有償ストックオプションであり、当該新株予約権の権利者が同新株予約権の発行時に1個当たり411円を払込済みであることに鑑み、1個当たり411円とすることにしたとのことです。なお、公開買付者は、本公開買付けにおける本新株予約権の買付け等の価格を決定するにあたり、第三者算定機関の算定書は取得していないとのことです。

なお、公開買付者によると、櫻井氏は、本取引後も、継続して当社の経営にあたることを予定しているとのことです。また、公開買付者は、現時点において、本取引の完了後に、当社の経営体制を大幅に変更する予定は有していないとのことです。

一方、当社の取締役会は、公開買付者からの上記提案を受け、MBOには構造的に利益相反の問題が存在し得ることから、下記「(3)本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性等を担保するための措置」において当社の措置として記載した各措置を講じた上で、同「当社における第三者委員会の設置」に記載した社外有識者及び当社社外監査役で構成される第三者委員会(以下「本委員会」といいます。)による協議及び本委員会と公開買付者との交渉結果、当社及び公開買付者から独立した法律事務所である弁護士法人北浜法律事務所から受けた法的助言、並びに当社及び公開買付者から独立した第三者機関である株式会社KPMG FAS(以下「KPMG FAS」といいます。)より平成24年8月13日付で取得した株式価値算定書(以下「KPMG株式価値算定書」といいます。)の算定結果に加え、上記のような当社が置かれている状況等を総合的に考慮した上で、本公開買付けを含む本取引の諸条件について慎重に協議・検討を行いました。

その結果、当社の取締役会は、本公開買付けを含む本取引が当社の新株予約権の保有者を含む株主利益の確保及び当社の中長期的な企業価値向上に資するものであるとともに、本公開買付けの諸条件は妥当であり、本新株予約権の保有者を除く、当社の株主の皆様に対して合理的な価格による当社の普通株式の売却機会をご提供するものであると判断しました。

そこで、当社は、平成24年8月14日開催の当社の取締役会において、当社取締役(8名)のうち、櫻井徹氏、久田祐通氏、加藤圭介氏、竹内真二氏、粕谷進一氏、三神正樹氏及び山下弘司氏(以下総称して「公開買付者関連役員」といいます。)以外の取締役全員(1名)の出席の下、出席取締役の全員一致により、本公開買付けに賛同の意見を表明すること、及び当社の株主の皆様に対し、本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議いたしました。

一方、本新株予約権については、当社の役員及び従業員等に対するストックオプションとして発行されたものであり、本新株予約権に対する公開買付価格は、第12回ストックオプションを除き1個当たり1円とされており、また、第12回ストックオプションについては、当該ストックオプションの権利者が同ストックオプションの発行時に1個当たり411円を払込済みであることに鑑み、1個当たり411円とされていることから、本新株予約権に関して本公開買付けに応募するか否かについては、本新株予約権の保有者の皆様のご判断に委ねることを決議いたしました。

なお、公開買付者関連役員は、本取引について特別の利害関係を有することから、上記取締役会を含む当社の取締役会における全ての本取引に係る議案の審議及び決議に参加しておらず、また、当社の立場において公開買付者との協議・交渉には参加していません(下記「(3)本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性等を担保するための措置」の「当社における利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認」を参照下さい)。

また、上記取締役会には、本取引に特別の利害関係を有する浜田進氏を除く当社監査役の全員(いずれも社外監査役)が出席し、当社の取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明し、当社の株主が本公開買付けに応募することを

推奨することに監査役として異議がない旨の意見を述べております。

なお、当社は、平成24年8月14日付「2013年3月期配当予想の修正及び株主優待制度の廃止に関するお知らせ」においてお知らせしましたとおり、同日開催の当社の取締役会において、本公開買付けが成立することを条件に、平成25年3月期の配当予想を修正し、剰余金の配当（平成25年3月期に係る中間配当及び期末配当）を行わないこと、並びに平成25年3月期より株主優待制度を廃止することを決議いたしました。当該決議の詳細につきましては、平成24年8月14日付「2013年3月期配当予想の修正及び株主優待制度の廃止に関するお知らせ」をご参照下さい。また、当社は、同日開催の当社の取締役会において、本新株予約権に係る新株予約権者が、その所有する当該新株予約権を本公開買付けに応募することにより公開買付け者に対して譲渡することについて包括的に承認することを決議いたしました。

(3) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性等を担保するための措置

公開買付け者及び当社は、本公開買付けがMBOの一環として行われるものであるため、構造的な利益相反の問題が存在し得ること等を踏まえ、本公開買付け価格の公正性の担保、本公開買付けの実施を決定するに至る過程における恣意性の排除及び利益相反の回避の観点から、以下のような措置を実施いたしました。

なお、以下の記述中の公開買付け者において実施した措置については、公開買付け者から受けた説明に基づくものです。

当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社の取締役会は、公開買付け者から提示された本公開買付け価格の妥当性を判断する意思決定の過程における公正性を担保するために、公開買付け者及び当社とは独立した第三者算定機関であるKPMG FASに当社の普通株式の価値算定を依頼し、平成24年8月13日付でKPMG FAS株式価値算定書を取得しました。

なお、当社は、KPMG FASに対して本新株予約権の価値算定を依頼しておりません。

また、当社は当初からKPMG FASに当社の普通株式の価値の算定を依頼しており、算定機関を変更した事実はありません。

KPMG FASは、公開買付け者関連役員を除く当社の取締役から当社事業の現状及び当社作成に係る事業計画等の資料を取得して説明を受け、それらの情報を踏まえて、当社の株式価値を算定しています。

KPMG FAS株式価値算定書においては、当社が継続企業であるとの前提の下、市場株価平均法、及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）を用いて当社の株式価値を算定しています。

市場株価平均法では、評価基準日を平成24年8月10日として、最近における株価及び取引量に鑑み、当社普通株式のJASDAQにおける評価基準日の終値（17,040円）並びに評価基準日までの1週間、1ヶ月、3ヶ月及び6ヶ月における株価終値平均値（1週間：17,204円、1ヶ月：17,876円、3ヶ月：17,363円、6ヶ月：17,492円）を分析した上で、当社普通株式の1株当たりの株式価値を17,040円～17,876円と算定しています。

DCF法では、当社の事業計画を基礎として算定した将来キャッシュフローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価し、当社普通株式の1株当たりの株式価値を27,738円～33,336円と算定しています。なお、DCF法の算定の基礎とした当社の事業計画においては、平成25年3月期から平成26年3月期にかけて大幅な増益を見込んでおります。これは、上記「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び本公開買付け後の経営方針」において記載しましたとおり、様々な会社との間で多方面での資本・業務提携を進めたこと並びに中核事業へのグループ経営資源の選択と集中、事業及び子会社の再編や整理等の施策の効果に加え、本取引の完了によって見込まれる上場維持に伴う様々なコストの削減効果によるものであります。

KPMG FASは、公開買付け者及び当社の関連当事者には該当せず、本取引に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

また、当社はKPMG FASから買付け価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）は取得しておりません。

当社における第三者委員会の設置

当社の取締役会は、平成24年6月28日、MBOには構造的に利益相反の問題が存在し得ることから、本取引の透明性及び客観性を高めることを目的として、公開買付け者及び当社から独立した砂川伸幸氏（神戸大学大学院経営学研究科教授）、久保田弘之氏（当社の社外監査役）、松田良成氏（弁護士）及び笹村正彦氏（公認会計士）の4名によって構成される本委員会を設置し、本委員会に対して本取引の手續面における公正性、本取引の対価（本公開買付け価格及び本公開買付け後に予定されている二段階目の買収における対価）の公正性及び妥当性並びに当社の取締役会が、本取引に関する決議（本公開買付けに賛同し、かつ、当社の株主が本公開買付けに応募することを勧める旨の決議を含む。）を行うことの是非に関する意見を述べること、並びに本公開買付けにおける公開買付け価格等の本取引の条件に関する交渉並びにその経緯及び結果を当社取締役会に報告することを委嘱する旨の決議をいたしました。

本委員会は、平成24年6月28日以降、事業計画等の当社からの開示資料の検証、当社役員に対するヒアリングの実施、KPMG FASに対する当社普通株式の価値算定に関するヒアリングの実施、公開買付者による平成24年6月28日付「マネジメント・バイアウト（MBO）に関する提案書」の検討、公開買付者に対する複数回にわたる書面での質問の送付及び公開買付者からの回答の検討、4回にわたる本公開買付価格を含む本取引の諸条件に関する公開買付者との交渉等を行いました。

そして、これらの交渉等を踏まえ、本取引における目的の合理性、本取引の実施による当社の企業価値向上の有無、本公開買付けにおける公開買付価格等の本取引の条件の妥当性、本取引における当社少数株主の利益確保のための十分な措置の有無について慎重に検討を行った結果、本委員会は、委員全員の一致で、（ ）「(3)本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性等を担保するための措置」の「当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」、「当社における第三者委員会の設置」、「当社における独立した法律事務所からの助言」、「買付予定数の下限の設定」及び「他の買付者からの買付機会を確保するための措置」に記載された各措置を講じていること、（ ）当社においては、本取引に利害関係を有しない取締役及び監査役によって本取引に係る検討がなされていること並びに（ ）本公開買付けに応募しないCCC以外の当社の株主（当社を除く。）に対しては、全部取得条項付種類株式その他の方法による二段階買収（以下「本二段階買収」といいます。）が実施されることが予定されているところ、その際に交付されることになる金銭の額は、当社株式に係る本公開買付価格に当該各株主が所有していた当社株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定される予定であることから、手続の恣意性の問題が本取引においては排除されたものと認められ、本取引に係る手続は公正であると認められる、（ ）本委員会が行った検討・交渉によって、当社株式に係る本公開買付けの買付条件については一定の合理性・妥当性が担保されていると判断されること、（ ）独立した第三者算定機関であるKPMG FASから株式価値算定書を取得しており、当社株式に係る本公開買付価格はKPMG株式価値算定書におけるDCF法による価格レンジの範囲内であること、（ ）当社株式に係る本公開買付価格のプレミアム比率は、MBO案件におけるプレミアム比率について判断を下した近時の裁判例に照らして合理的と認められること、及び（ ）本二段階買収は本公開買付価格と同一の価格でなされる予定であり、二段階目の買収における対価も公正かつ合理的と認められることから、本取引の対価は公正かつ妥当であると認められる、（ ）本取引が中長期的な当社の企業価値の向上に資するものと判断されること、（ ）本取引においては、公正な手続を通じて少数株主の利益への配慮が十分になされたものと判断されること、及び（ ）本取引に基づき株主に交付される対価が公正かつ妥当であると認められることから、当社の取締役会が、本取引に関する決議（本公開買付けに賛同し、かつ、当社の株主が本公開買付けに応募することを勧める旨の決議を含む。）を行うことは合理的であり相当と認められる旨の意見に至り、平成24年8月13日に当社の取締役会に対して、本公開買付けにおける公開買付価格等の本取引の条件に関する交渉並びにその経緯及び結果を報告するとともに、かかる意見を報告しました。なお、本委員会は、当初から上記の4名によって構成されており、いずれの委員についても辞任及び交代を行った事実はありません。

当社における独立した法律事務所からの助言

当社は、本公開買付けを含む本取引に係る審議に慎重を期し、当社取締役会の意思決定の適法性、公正性及び適法性を担保するために、公開買付者及び当社から独立したリーガル・アドバイザーである弁護士法人北浜法律事務所を選任し、本公開買付けを含む本取引に対する当社取締役会の意思決定の方法及び過程等について法的助言を受けております。

なお、当社は、当初から弁護士法人北浜法律事務所をリーガル・アドバイザーとして選任しており、リーガル・アドバイザーを変更した事実はありません。

当社における利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認

当社は、平成24年8月14日開催の当社取締役会において、公開買付者関連役員以外の取締役全員（1名）の出席の下、出席取締役全員の一致により、上記「(1)本公開買付けに関する意見の内容」に記載した内容の決議をいたしました。

なお、当社の取締役のうち、公開買付者の出資者であり、かつ代表取締役を兼任している櫻井徹氏、公開買付者の出資者である久田祐通氏、加藤圭介氏及び竹内真二氏、CCCの取締役を兼務している粕谷進一氏、並びに公開買付者との間で、本公開買付けに応募する旨の契約を締結している当社の第二位の大株主である博報堂の役職員を兼任している三神正樹氏及び山下弘司氏はそれぞれ、本取引について特別の利害関係を有することから、当該決議が行われた平成24年8月14日開催の取締役会を含む当社の取締役会における全ての本取引に係る議案の審議及び決議に参加しておらず、また、当社の立場において公開買付者との協議・交渉には参加していません。

また、上記取締役会には、CCCのCIO及びIT支援本部長を兼任しているため本取引に特別の利害関係を有する浜田進氏を除く当社監査役の全員（いずれも社外監査役）が出席し、当社の取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明し、当社の株主の皆様に対し、本公開買付けへの応募を推奨することに監査役として異議がない旨の意見を述べております。

買付予定数の下限の設定

本公開買付けにおいて、公開買付者は、買付予定数の下限を86,698株として設定しており、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。買付予定数の下限（86,698株）につきましては、当社が平成24年8月14日に提出した第18期第1四半期報告書に記載された平成24年6月30日現在の発行済株式総数（183,140株）から同四半期報告書に記載された当社が同日現在所有する自己株式数（5,833株）を控除した株式数（177,307株）に、当社が平成24年6月22日に提出した第17期有価証券報告書に記載された平成24年5月31日現在の本新株予約権（ただし、本書提出日現在、権利行使期間が到来していない第12回新株予約権3,081個を除きます。）の数（7,745個）の目的となる普通株式総数（10,189株）を加えた株式数（187,496株）から公開買付者との間で本公開買付けに応募しない旨の合意をしているCCCが所有する応募対象外株式の数（57,450株）を控除した株式数（130,046株）の2/3超に相当する株式数（86,698株）に設定しております。当該買付予定数の下限（86,698株）にCCCが所有する応募対象外株式の数（57,450株）を加えた株式数（144,148株）に係る所有割合は、75.64%となります。なお、当社が平成24年6月22日に提出した第17期有価証券報告書に記載された平成24年5月31日現在の本新株予約権（ただし、本書提出日現在、権利行使期間が到来していない第12回新株予約権3,081個を除きます。）の数（7,745個）の目的となる普通株式総数（10,189株）について、当社は公開買付者に対して、平成24年6月30日時点において、その普通株式総数に変更はない旨の報告をしております。但し、第3回新株予約権及び第6回新株予約権については、平成24年5月31日現在の新株予約権の目的となる普通株式総数が、平成24年6月30日時点において、それぞれ3,129株及び1,165株に変更している旨も併せて報告しております。

このように、公開買付者は、当社の少数株主の皆様を尊重して、当社の株主の皆様からの多数の賛同が得られない場合には、本公開買付けが成立しないこととしております。

他の買付者からの買付機会を確保するための措置

公開買付者は、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）を法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、39営業日に設定しております。

公開買付期間を法令に定められた最短期間より比較的長期に設定することにより、当社の株主の皆様にも本公開買付けに対する応募について、適切な判断機会を確保しつつ、当社株式について公開買付者以外の者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保することにより、本公開買付価格の適正性を担保することを企図しております。

また、公開買付者及び当社は、当社が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が当社との間で接触することを制限するような内容の合意は行っており、上記公開買付期間の設定と合わせ、対抗的な買付け等の機会を確保することにより、本公開買付けの公正性の確保に配慮しております。

(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項について）

当社は、公開買付者から、本公開買付け後の組織再編等の方針について以下のとおり説明を受けております。

公開買付者は、本公開買付けにおいて、当社の発行済株式の全て（ただし、応募対象外株式及び当社が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、公開買付者は、本公開買付けの成立後に本取引の一環として、以下の方法により公開買付者及びCCCが当社の発行済株式の全て（ただし、応募対象外株式及び当社が所有する自己株式を除きます。）を取得するための一連の手続きを実施することを予定しています。

具体的には、本公開買付けが成立した後、公開買付者は、当社を会社法（平成17年法律第86号、その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）の規定する種類株式発行会社とすることを内容とする定款の一部変更を行うこと、当社株式に全部取得条項（会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じとします。）を付すことを内容とする定款の一部変更を行うこと、及び当該全部取得条項が付された当社の普通株式の全て（ただし、当社が所有する自己株式を除きます。）の取得と引換えに別の種類の当社の株式を交付することを付議議案に含む当社の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を開催するよう当社に要請する予定です。なお、当社としてもかかる要請に応じる予定です。

また、本臨時株主総会において上記のご承認をいただき、上記に係る定款の一部変更の効力が発生しますと、当社は会社法の規定する種類株式発行会社となりますが、上記については、会社法第111条第2項第1号に基づき、本臨時株主総会の決議に加えて、株式の内容として全部取得条項が付されることになる当社の普通株式を所有する株主の皆様を構成員とする種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）の決議が必要となります。そのため、公開買付者は、上記の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む本種類株主総会を本臨時株主総会の開催日と同日に開催するよう当社に要請する予定です。なお、当社としてもかかる要請に応じる予定です。

また、公開買付者は、本臨時株主総会及び本種類株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

上記の各手続が実行された場合には、当社株式は全部取得条項付の株式とされた上で、その全て（ただし、当社が所有する自己株式を除きます。）が当社に取得されることとなり、当社の株主の皆様には当該取得の対価として当社の別の種類

株式が交付されることとなりますが、当社の株主の皆様のうち、交付されるべき当社の当該株式の数が1株に満たない端数となる株主の皆様に対しては、会社法第234条その他の関連法令の定めに従い、当該端数の合計数（合計した数に端数がある場合には当該端数は切り捨てられます。）に相当する当社の当該株式を売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数に相当する当社の当該株式の売却価格（及びその結果株主の皆様へ交付されることになる金銭の額）については、本公開買付価格と同一の価格を基準として算定される予定です。また、全部取得条項が付された普通株式の取得の対価として交付する当社の株式の種類及び数は、本書提出日現在未定ですが、公開買付者及びCCCが当社の発行済株式の全て（当社が所有する自己株式を除きます。）を所有することになるよう、本公開買付けに応募されなかったCCC以外の当社の株主の皆様に対し交付しなければならない当社の株式の数が1株に満たない端数となるよう決定される予定です。

上記の各手続に関連する少数株主の皆様への権利保護を目的とした会社法上の規定として、上記の全部取得条項が付された普通株式の全部取得が本臨時株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めに従って、株主の皆様は裁判所に対して当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができます。この方法による1株当たりの取得価格は、最終的には裁判所が判断することとなります。なお、上記の定款変更に関連して、会社法第116条及び第117条その他の関係法令の定めに従い、株主はその所有する株式の買取請求を行うことができ、裁判所に買取価格の決定を求める申立てを行うことができる旨が定められておりますが、上記の株主総会決議に基づいて全部取得条項による取得の効力が生じたときは、会社法第117条第2項の買取価格決定の申立て適格を欠くと判断される可能性があります。

公開買付者は、上記の手続に関して、関連法令についての当局の解釈の状況、本公開買付け後の公開買付者及びCCCの株券等所有割合、公開買付者及びCCC以外の当社の株主の皆様への当社株式の所有状況等によっては、それと同等の効果を有する他の方法の実施を当社に要請し、また当該実施に時間を要する可能性があります。ただし、上記の方法を変更する場合でも、公開買付者は、公開買付者及びCCC以外の当社の株主の皆様に対して最終的に金銭を交付する方法により、公開買付者及びCCCが当社の発行済株式の全て（ただし、当社が所有する自己株式を除きます。）を所有することを予定しております。この場合におけるCCC以外の当社の株主の皆様へ交付される金銭の額についても、本公開買付価格と同一の価格を基準として算定される予定です。上記の本臨時株主総会及び本種類株主総会は平成24年12月を目途に開催される予定ですが、その具体的な手続及び実施時期等については、当社と協議の上、決定次第、当社が速やかに公表する予定です。

なお、本公開買付けは、本臨時株主総会及び本種類株主総会における当社の株主の皆様への賛同を勧誘するものではありません。また、本公開買付けへの応募又は上記の手続における税務上の取扱いについては、株主の皆様が各位において自らの責任にて税務専門家にご確認下さい。

本新株予約権については、本公開買付けが成立したものの、本公開買付けにより公開買付者が本新株予約権の全てを取得できず、かつ本書提出日現在、権利行使期間の到来していない第12回新株予約権を除く本新株予約権が行使されず残存した場合には、公開買付者は、当社に本新株予約権の取得、本新株予約権の保有者による放棄の勧奨等、本取引の実行に合理的に必要な手続を実施してもらう予定です。

なお、公開買付者は、かかる手続の後、本合併を行うことにより、当社の株主を櫻井氏ら、増田宗昭氏、及びCCCのみとすることを予定しております。現時点において、本合併後の当社に対する出資比率は決定しておりませんが、引き続きCCCが当社の筆頭株主となる見込みです。

(5) 上場廃止となる見込み及びその理由

当社株式は、本書提出日現在、JASDAQに上場しておりますが、上記のとおり、公開買付者は本公開買付けにおいて買付予定数に上限を設けていないため、本公開買付けの結果次第では、当社株式は、JASDAQの株券上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの結果、当該基準に該当しない場合でも、上記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項について）」に記載のとおり、当社株式は、その後予定される本全部取得手続によって上場廃止になります。上場廃止後は、当社株式をJASDAQにおいて取引することができなくなります。

(6) 公開買付者と当社の株主又は役員との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

増田宗昭氏は、当社の筆頭株主であるCCCの発行する株式の過半数を所有する株主かつ代表取締役です。しかるところ、上記「3. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」「本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び本公開買付け後の経営方針」に記載のとおり、同氏が経営者としての幅広い経験と高い見識を有しているばかりでなく、当社グループ全体の統廃合等の抜本的な経営改革が必要であるとの認識に対する理解があることに鑑み、櫻井氏は、当社の非公開化に際し増田宗昭氏から公開買付者への出資を仰ぐこととし、その結果、同氏は公開買付者の発行済株式総数の82.54%を所有しております。また、公開買付者はCCCとの間で、応募対象外株式（所有株式数：57,450株、所有割合：30.15%）を本公開買付けに応募しない旨の合意をしております。

一方、公開買付者は、当社の第二位の大株主である博報堂（所有株式数：52,137株、所有割合：27.36%）との間で、応募対象株式を本公開買付けに応募する旨の契約を締結しております。かかる応募契約において、博報堂は、当該応募契約において公開買付者が博報堂に対して表明及び保証を行う事項（注1）について重大な誤りが存在しないこと、公開買付者について、当該応募契約に定める義務（注2）の重大な違反が存在しないこと、当社において、本公開買付けに賛同する旨の取締役会決議が行われ、かかる決議が公表され、かつ当社による賛同が撤回、留保、変更されていないことを前提条件として、応募対象株式を本公開買付けに応募する旨が定められております。なお、博報堂が、その任意の裁量により、これらの前提条件を放棄の上、本公開買付けに応募することができる旨も併せて定められております。

また、当該応募契約においては、公開買付期間の末日までの間に、公開買付者以外の第三者による当社株式の全部又は一部に対する公開買付けが開始された場合その他当社の株式の買付けに係る法的拘束力のある申出等がなされた場合（以下「対抗買付け」といいます。）で、対抗買付けに係る株式の買付価格が本公開買付けに係る株式の買付価格を一定程度上回る場合、公開買付者及び博報堂はその対応について誠実に協議し、かかる協議をした上でも、博報堂が対抗買付けに応募しないこと（既に応募している場合は、その結果成立した買付けに係る契約を解除しないことを含みます。）が博報堂の取締役の善管注意義務に違反するおそれがあると博報堂が合理的に判断する場合には、博報堂は、その裁量により、本公開買付けに応募せず、又は応募により成立した本公開買付けに係る契約を解除するとともに、応募対象株式の全部又は一部を対抗買付けに応募することができる旨が定められております。

（注1） 当該応募契約において、公開買付者の適法かつ有効な設立及び存続、当該応募契約を締結し履行するために必要な権利能力及び行為能力の存在、強制執行可能性、当該応募契約の締結及び履行に必要とされる許認可等の取得、当該応募契約の締結及び履行が法令等に抵触しないこと、が公開買付者の表明・保証事項とされております。

（注2） 当該応募契約において、公開買付者は、本公開買付けを実施する義務のほか、当社の一定の役員を被保険者として付保された会社役員賠償責任保険（D&O保険）契約に特約を付加することを目的とする努力義務を負っております。

4【役員が所有する株券等の数及び当該株券等に係る議決権の数】

(1) 普通株式

氏名	役名	所有株式数(株)	議決権の数(個)
櫻井 徹	代表取締役社長	-	-
堀口 雄二	取締役	233	233
久田 祐通	取締役	15	15
加藤 圭介	取締役	-	-
粕谷 進一	取締役	-	-
竹内 真二	取締役	-	-
三神 正樹	取締役	-	-
山下 弘司	取締役	-	-
久保田 弘之	常勤監査役	20	20
浜田 進	監査役	-	-
磯川 剛志	監査役	-	-
計		268	268

(注1) 役名、所有株式数及び議決権の数は本書提出日現在のものです。

(注2) 監査役久保田弘之氏、浜田進氏及び磯川剛志氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

(2) 新株予約権

氏名	役名	所有個数(個)	株式に換算した数 (株)	株式に換算した議決権 の数(個)
櫻井 徹	代表取締役社長	106	106	106
堀口 雄二	取締役	480	480	480
久田 祐通	取締役	154	170	170
加藤 圭介	取締役	174	190	190
粕谷 進一	取締役	-	-	-
竹内 真二	取締役	-	-	-
三神 正樹	取締役	-	-	-
山下 弘司	取締役	-	-	-
久保田 弘之	常勤監査役	-	-	-
浜田 進	監査役	-	-	-
礪川 剛志	監査役	-	-	-
計		914	946	946

(注1) 役名、所有個数、株式に換算した数及び株式に換算した議決権の数は本書提出日現在のものです。

(注2) 監査役久保田弘之氏、浜田進氏及び礪川剛志氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

5【公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容】

該当事項はありません。

6【会社の支配に関する基本方針に係る対応方針】

該当事項はありません。

7【公開買付者に対する質問】

該当事項はありません。

8【公開買付期間の延長請求】

該当事項はありません。

以上